

# 令和4年度さつま町地域防災計画修正案の概要

令和4年7月21日

## 1 避難体制の整備（防災上の課題を踏まえた修正）

■ 令和3年7月の梅雨末期の豪雨から8月の前線停滞等による避難指示等の多発、コロナ禍による親戚・知人宅等多様な自主避難の依頼、また、町の高齢化の状況は、令和2年の国勢調査で8,447人、率にして41.7%と町民の2.4人に1人が65歳以上の高齢者となっている現状をかんがみ、高齢者が身近で容易に自主避難できる場所を確保するとともに避難の分散化を目的に、公民会等の申請により避難所を確保する「届出避難所」施策を推進

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所の3つの「密」の回避、平成28年4月に発生した熊本地震の余震が収まらないことによる多数の車中避難の実態を踏まえ、やむを得ず避難者が指定避難所に避難することができない場合についての「車中避難」について防災上の課題と避難の実態を反映した計画に修正

### (1) 避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。

また、町が定める避難所（以下、「指定避難所」という。）の他、町が推進する「届出避難所」制度を自治会及び自主防災組織は活用することにより、地区住民の自主避難が安全かつ容易にできるよう、身近な避難所の確保と避難所の分散に努める。

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震での余震をおそれた車中避難、新型コロナウイルス感染症拡大による感染リスクが高まることへの不安による指定避難所に避難することができない車中避難者への対応についても配慮する。

### (2) 避難所の整備

#### ア 指定避難所

指定避難所には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。また、避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

#### イ 届出避難所

届出避難所の環境整備等については、自治会及び自主防災組織が行うものとし、必要な要望等については、町（総務課）と調整する。

#### ウ 車中避難

やむを得ない理由により避難所に滞在することのできない住民（災害対策基本法第86条の7）が車中避難する場合、指定避難所の駐車場の利用に努める。

指定避難所の駐車場を利用する際、開設中の避難所の管理者へ届出を行うことにより、町による避難所付近の浸水等被害情報提供、トイレの使用の他、必要な生活関連物資の配布等の提供について配慮する。

【一般災害対策編】第2章第13節 避難体制立

【震災対策編】第2章第12節 避難体制

■防災上の課題と避難の実態を反映した「届出避難所及び車中避難」の運営要領を記載

(1) 届出避難所の開設

ア 自治公民館及び自主防災組織が届出避難所を開設する場合は、管理責任者を置く。

イ 管理責任者は、開設（閉設）の日時、場所、避難者の数及び連絡手段（管理責任者の電話番号等）を速やかに、町（危機管理係）へ通知するものとする。

ウ 通報を受けた町（危機管理係）は、県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

(2) 車中避難者の駐車場確保

避難所管理者は、車中避難者から車中避難の連絡を受けた場合又は車中避難者を確認した場合、トイレの使用等を考慮した駐車場所を確保するよう留意する。

(3) 留意事項

車中避難については、移動時及び車中泊中のエコノミークラス症候群リスクを伴うため以下のことに留意する。

ア 避難時の移動中の被害を防止するため、早めの避難と安全な避難経路を選定し避難所駐車場へ移動する。

イ エコノミークラス症候群の予防策を確実に行う。

- ・ ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ・ 十分にこまめに水分を取る
- ・ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ・ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ・ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ・ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。（出典 厚生労働省）

○ 予防のための足の運動



出典：厚生労働省

【一般災害対策編】第3章第19節 避難所の運営

【震災対策編】第2章第19節 避難所の運営

## 2 個別避難計画の作成（災害対策基本法の改正による修正）

■災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、地域防災計画に明文化

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、防災行政無線や広報車等を活用して防災情報を提供するとともに、発令された避難準備情報等が要援護者や地域避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、自主防災組織等による安否確認を兼ねた地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

また、関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

【一般災害対策編】第2章第25節 要配慮者の安全確保  
【震災対策編】第2章第23節 災害時要配慮者の安全確保

## 3 災害のおそれ段階での災害救助法の適用（災害対策基本法の改正による修正）

■災害救助法改正に伴い、大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じた場合に加え、大災害が発生するおそれ段階においても、国が災害対策本部を設置した場合は災害救助法が適用される旨を追加

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

(1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

(2) 次に掲げる程度の災害が発生した区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

ア 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

イ 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。

ウ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

さつま町の災害救助法適用基準

人口	基準	
	1号	2号
20,243	50	25

※人口は令和2年国勢調査による。

【一般災害対策編】第3章第3節 災害救助法の適用及び運用

【震災対策編】第3章第3節 災害救助法の適用及び運用

#### 4 広域避難に関する事項（災害対策基本法の改正による修正）

■大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害が発生するおそれがある段階での自治体間協議の実施

##### 広域避難

各機関の対応について次のとおりである。

	内 容
町	<p>(1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した場合は、所属職員の中から受入れ先の避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入れ先の市町村に派遣する。</p> <p>(3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については地域防災計画に定めておくとともに、避難所及び緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>都道府県から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>

【一般災害対策編】第3章第13節 避難の指示・誘導

【震災対策編】第3章第13節 避難の指示・誘導